

西尾からの第2回目のアドバイスその1

ご自身の家庭環境、健康状態を考慮してリスクヘッジとしての民間医療保険をお考えになるのはとてもいいことです。

しかし、健保、民間医療保険、に加えて **いざという時のためにすぐ引き出せる預貯金**これが不可欠と西尾は考えます。

特に傷病手当金の制度がない国民健康保険に加入なさっている自営業の方の場合、いざという時のための補填を真剣にお考えください。

それと忘れてならないことがもうひとつ、会社員の方の場合、病氣中で会社から給与が支払われておらず、傷病手当金の場合でも、厚生年金および健康保険料は徴収されます。会社が一時立て替えてくれる場合もありますが、この点も覚えておいてください。

西尾からの第2回目のアドバイスその2

入院等で医療費を支払った時は、忘れずに確定申告をしてください。

申告により、医療費控除を受けることができます。

病院からの領収書は、申告時まで大切に保管してください。

・控除対象とならないもの

寝巻き等身の回り品の購入、個室、差額ベッド代、医師等への謝礼

・控除対象となるもの

医療費等に加え、付き添い等の専門家を依頼した場合の費用

前回は記しましたが、健康保険法改正の詳細は、

<http://www.sia.go.jp/topics/2006/n1004.html>

を参考になさってください。

★年金トピックス～以下と未満～

今回は、年金に登場する基本的な用語のお話です。

「以下」「以上」

は、基準となる数値を含む場合に使います。

例：1000円以上、1000円以下→1000円も含まれます。

「未満」「超える」

は、基準となる数値を含みません。

例：1000円未満→999円まで 1000円を超える→1001円からのこと

「以前」「以後」

基準となる日又は時を含みます。

例：11月15日以前・以後→11月15日を含みます。

「前」「後」

例：11月15日前→11月14日まで 11月15日後→11月16日から

この違いを覚えておくと便利ですよ！

~~~~~編集後記~~~~~

次回は12月。

月日のたつのは早いものですね。

このメルマガについての皆様のご意見、ご感想をお待ちしています。

~~~~~

年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所
社会保険労務士 & 年金コンサルタント
西尾雅枝

〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル

占出山町308 ヤマチュービル2F N10

電話&FAX(075)241-4586

メールinfo@nishio-sr.com

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。*

働くあなたの公的年金 & 保険知っ得情報

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>
